

公示番号：19a00234

国名：タイ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：(科学技術) 世界の台所 ASEAN における家畜生産と食品安全に関する新技術導入による畜産革命の推進プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年7月下旬から2019年9月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.60M/M、合計 1.10M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	18日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月3日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年7月17日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	農業分野における各種評価調査
対象国／類似地域	タイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

アジア諸国では、現在、急速に畜産振興が進んでおり、「畜産革命」と表現されている。とりわけ畜産業の発展が著しいASEAN地域は、畜産物（鶏肉、卵、豚肉、牛肉や酪農製品等）の生産・消費・輸出が急速に拡大しており、2050年までに世界の畜産拠点へ発展することが期待されている。

ASEAN諸国の中でもタイでは、第一次産業生産がGDPに占める割合は、他産業の発展に伴い徐々に縮小し、現在約8%（2017年）となっているものの、就業人口の比率は30%以上を占めており（2017年）、タイ経済において第一次産業は依然重要な役割を果たしている。第一次産品のうち特に畜産物の国内消費量が近年増加していることに伴い、畜産業が拡大するとともに、輸出量も増加した。このような目覚ましい成長の背景には、タイ政府が2000年代前半から「世界の台所（Kitchen of the World）」キャンペーンや「肉用牛・水牛生産振興策」など、畜産物の生産増加と輸出振興を積極的に進めてきたことがある。

他方、タイは口蹄疫や鳥インフルエンザなど越境性家畜感染症の流行のため畜産物の輸出が制限されており、家畜資源の安定した供給には至っていない。さらに食中毒菌の食肉への汚染が、安全な食糧の供給の阻害要因となっている。この背景には、2015年ASEAN経済回廊の開通により、隣接するミャンマー、ラオス、カンボジアからタイへの畜産物の輸入が増加し、越境性家畜感染症の侵入リスクが以前よりも高まったことがある。

ASEAN経済回廊の中心に位置し、ASEAN経済発展の先導的役割が期待されているタイにおいて、畜産業のさらなる発展に寄与するとともに、将来、移転技術の周辺諸国への波及を通じて、ASEANが目指している「畜産革命」を推進してゆくために、家畜感染症及び食中毒菌の制御技術を開発・確立することが喫緊の課題となっている。かかる状況を踏まえ、タイ政府は農業協同組合省畜産開発局（DLD）を実施機関とし、宮崎大学（代表機関）等の日本側研究機関との協力による地球規模課題対応国際科学技術協力プロジェクト（SATREPS）の枠組みによる「（科学技術）世界の台所ASEANにおける家畜生産と食品安全に関する新技術導入による畜産革命の推進プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の実施を我が国に要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる協議議事録（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続き及び地球規模課題に対する科学技術事業の趣旨・目的・制度概念を把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、本プロジェクトの詳細計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2019 年 8 月上旬)

- ① 要請背景及び内容を把握する。
- ② 当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行う。
- ③ 現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討する。
- ④ 相手国関係機関への事前質問項目 (案) (英文) を取りまとめる。
- ⑤ PDM 案 (和文・英文)、PO (Plan of Operation) 案 (和文・英文)、および事業事前評価表案 (和文) の担当部分や関連部分を検討する。
- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2019 年 8 月中旬～下旬)

- ① JICA タイ事務所等との打合せに参加する。
- ② タイ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報の収集、整理、分析を行うと共にヒアリング議事録を作成する。主な情報収集の内容は以下のとおり。
 - ア) タイの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) タイの案件関連分野 (畜産・食品衛生) における開発動向
 - ウ) 基本統計情報、既存資料、関連法令情報等
 - エ) タイの実施機関として予定されている農業協同組合省畜産開発局 (DLD)、同局傘下の動物衛生研究所 (NIAH) (バンコク)、東部地域獣医研究・開発センター (VRDC) (チョンブリ県)、口蹄疫地域レファレンス検査所 (パクチョン)、チュラロンコン大学、カセサート大学、マヒドン大学等の組織体制、人員、予算、関連する研究課題や教育課程
 - オ) 当該関連分野に係る他の実施機関 (国際獣疫事務局 (OIE) 等)、他ドナー (FAO 等) の援助動向及び民間企業の動向
 - カ) 我が国の畜産・家畜衛生分野における協力効果の発現状況
 - キ) プロジェクト実施に係る先方負担事項
 - ク) 社会実装のために連携活動が想定されている日本の協力企業のタイでの事業実績や今後の計画
- ④ 調査団及びタイ側関係機関と協議のうえ、PDM (案) (英文・和文)、PO (案) (英文・和文)、M/M (案) (英文) の作成に協力する。
- ⑤ タイ側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D (案) (英文) の作成に協力する。
- ⑥ 国内準備並びに現地調査で得られた結果を基に、他の調査団員並びに相手国側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、事業事前評価表 (案) の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA タイ事務所、大使館等に報告する。

- (3) 帰国後整理期間（2019年9月上旬～9月中旬）
- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ② 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
 - ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

下記を添付し2019年9月13日までに電子データをもって提出すること。

- ・担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年8月11日～2019年8月28日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 研究総括（宮崎大学）

ウ) 研究企画（JST※）

エ) 研究調整（JST）

オ) 協力企画（JICA）

カ) 家畜感染症・食品衛生（JICA）

キ) 評価分析（コンサルタント）

※国立研究開発法人 科学技術振興機構

③ 便宜供与内容

JICAタイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8401）にて配布します。

・要請書（英文）

②本業務に関する以下の資料がJSTのウェブサイト及びJICA図書館で公開されています。

・本研究課題の概要 (<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1377/besshi2.html>)

・カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、タイ、ベトナムにおける家畜疾病防除計画地域協力プロジェクト(フェーズ2)終了時評価調査報告書 (<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257773.html>)

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtml1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①SATREPS事業に係る評価分析の業務経験があることが望ましい。

②業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

③現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAタイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理

体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ④本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑤本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上